答 弁 第 四 一 号昭和五十六年六月十二日受領

内閣衆質九四第四一号

昭和五十六年六月十二日

国 務 大 臣内閣総理大臣臨時代理

中 曾

根

康

弘

議 院 議 長 福 田 殿

衆

衆議院議員山原健二郎君提出中学校英語教育の授業時数に関する質問に対し、 別紙答弁書を送

付する。

(質問の 四一

衆 議 院議 員 Щ 原健 郎 君提出中学校英語教育 の授業時数に関する質問に対する答弁

書

一について

各 中学校における外国語 の授業時数につい ては特に 調査 していない が、 学校教育法施 行 規 則

に お 7 て各学年百 五. 時 間 を標準とすることを規定 しており、 各中学校に お ζ) て はこ れ に ょ り 授

業時数を定めているところである。

二について

中 学 校 に お け る 外 国 語 \mathcal{O} 授 業 時 数 に つい て は、 学 校 教 育 法 施 行 規 則 12 お 1 7 従 前 か 5 各 学 年

百 五. 時 間 を 標準とすることを規定しており、 今 回 0 教育課程 \mathcal{O} 基 準 \mathcal{O} 改 訂 に お ١ ر てもこれ · に変

更を行つていない。

習させることにより、 たことによ に ことに お な お、 *(* \ 7 ょ は 従 り り、 標 前 第 一、 準 に また、 授 お 業 V) 第二学年 時 て は、 各学年にお 第三学年に 数 を 農 超 に 業、 え お 7 お *(* \ 工 外 1 て標準授業時数による外国 **,** \ 7 業 玉 等 選 語 て選択教科 \mathcal{O} 択 \mathcal{O} 教科等 授 選 択 業 を 教 とし 12 行 科 充てる授業時 に つ て 充 て新たに音楽、 1 て た る授 中 語 学 業 校 時 の授業が行 数を各学年 が 数 を 美術等 み 外 5 れ 玉 わ を設け、 百 た 語 れることとなる が、 五. \mathcal{O} 授 時 業 間 新 これ に に 教 育 充 削 · を履 課 7 減 る 程 L

三について

と考えてい

る。

1 とすることを 中 · 学 校 に お 規定し け る 外国 てお 語 り、 \mathcal{O} 授業時 各中学校に 数 は、 おい 学 校 てはこれ 教 育 法 施 に 行 ょ 規 り 則 授 に 業 お 時 **,** \ 数 て を 各学 定 8 年 る 百 ŧ 五. \mathcal{O} 時 で 間 あ を る。 標 準

2 態 各中学校 生徒 の心 に 身の お ١ ر 発 7 達段階と特性 は、 法令及び中学校学習指 を十分考慮して、 導 要 領 適切な教育課程 に 示すところに を編成することとなつて 従 V) 地 域 や学 · 校 \mathcal{O} 実

いる。

教育 委員会としては、 教育課程 の編 成が右に述べたところにより適切に行われるよう指導

を行つているところである。

3 各中学校においては、 創意工夫を加えた学習指導を展開することが大切ではあるが、 法令

及 び中学校学習指導要領に示すところに従い、 適切な教育課程を編成しなければならない ŧ

のである。

四について

中 学 校 に お ける外国 語 の授 業時 数 は、 従前から各学年に お ζ, て百五 時間を標準とし てお り、

中学校学習 指 導 要 領 に 示す・ 内 容はこれを 踏 まえて構成してきてい る。

な お、 新中学校学習指導 要領におい ては、 基礎的、 基本的事項を確実に身につけられるよう

に教育内容を精選しており、 これによつて生徒の学習負担の軽減を図つたところである。